

# 「堀川紫明せせらぎ(北区小山堀池町)剪定業務委託」仕様書

## 1 件名

堀川紫明せせらぎ(北区小山堀池町)剪定業務委託

## 2 目的及び概要

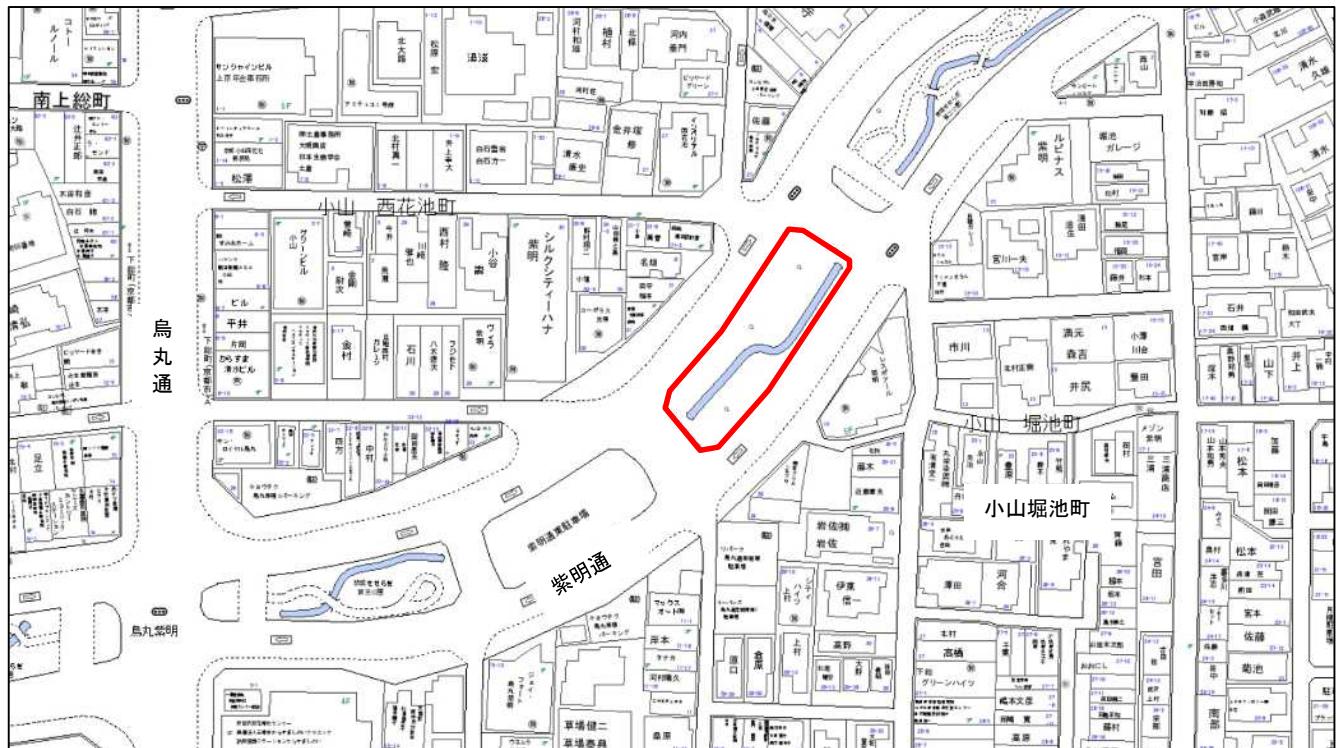
堀川紫明せせらぎ(北区小山堀池町)内の樹木について、道路越境や枯枝等が確認されたことから、河川空間の保全や道路空間の安全性を回復するため、整姿剪定を行うものである。

## 3 期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

## 4 場所

京都市北区小山堀池町 地内



## 5 対象木

別添箇所図の樹木を対象とする。(別添箇所図参照)

| 番号 | 樹種     | 幹周(cm) | 対応   |
|----|--------|--------|------|
| 1  | イチョウ   | 113    | 整姿剪定 |
| 2  | イチョウ   | 102    | 整姿剪定 |
| 3  | イチョウ   | 98     | 整姿剪定 |
| 4  | イチョウ   | 116    | 整姿剪定 |
| 5  | モミジバフウ | 80     | 整姿剪定 |
| 6  | ケヤキ    | 193    | 整姿剪定 |
| 7  | イチョウ   | 117    | 整姿剪定 |
| 8  | タイサンボク | 104    | 整姿剪定 |
| 9  | クスノキ   | 114    | 整姿剪定 |
| 10 | イチョウ   | 75     | 整姿剪定 |

| 番号 | 樹種   | 幹周(cm) | 対応   |
|----|------|--------|------|
| 11 | イチョウ | 54     | 整姿剪定 |
| 12 | イチョウ | 74     | 整姿剪定 |
| 13 | クスノキ | 124    | 整姿剪定 |
| 14 | イチョウ | 71     | 整姿剪定 |
| 15 | ケヤキ  | 148    | 整姿剪定 |
| 16 | イチョウ | 82     | 整姿剪定 |
| 17 | イチョウ | 64     | 整姿剪定 |
| 18 | エノキ  | 149    | 整姿剪定 |
| 19 | ムクゲ  | 35     | 伐採   |

## 6 内容

- ・範囲内における対象木の整姿剪定や枯枝の除去を行うこと。
- ・特に道路越境している部分は、道路境界において車道側は車道面から4.5mまでの枝(下垂枝を含む。)を剪定し、車両の通行空間の安全性を確保すること。
- ・剪定に当たっては、樹木全体の樹形バランスを考慮のうえ行うこと。
- ・現地発生した幹や枝葉等を適切に処分すること。

## 7 本業務における留意事項等

- ・業務完了後、完了届、写真帳を提出すること。  
なお、写真帳は、対象木ごとに、着手前、完成写真(道路の通行空間が確保されている状況が確認できるもの)、業務工程ごとの業務状況写真を提出すること。
- ・業務に要する労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は本業務に含む。
- ・本業務の実施で生じる発生材(幹・枝葉)については、適切に処分すること。
- ・発生材(幹・枝葉)は、現場に仮置きすることなく、即日、処分すること。なお、処分先の都合等、やむを得ず現場での仮置きを行う場合は、監督職員と協議のうえ、仮置き場所や安全対策の方法に関する指示を受けること。
- ・近隣住民等との間で問題が生じないよう留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- ・作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- ・作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- ・業務中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- ・本業務の実施に伴い道路の規制を行う場合は、所轄警察署の道路使用許可を受けること。
- ・現場確認に関する出張料等の一切の費用は応募者の負担とする。
- ・地元への周知に期間を要するため、実施日については発注者と事前に協議すること。
- ・必ず対象木や進入路の状況を確認のうえ、見積を作成すること。

## 8 支払条件

作業完了後、範囲において適切に作業が履行されていることを確認のうえ、本件に係る経費を支払う。